

ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した場合

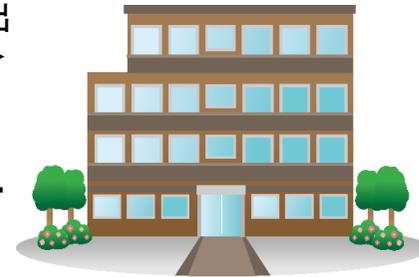


Aさん

①ふるさと納税＋ワンストップ特例申請書の提出

※HP上で寄付の申込をした場合でも、特例申請書は郵送で提出する必要があります。

②寄付証明書、特例申請の受付書



北塩原村

④ふるさと納税をした翌年度の
住民税の減額

※特例を利用した場合、所得税では寄付金控除が適用されません。所得税で控除を適用できなかった分は翌年度の住民税から控除されることとなります。



Aさん住所地市町村

③ふるさと納税情報の通知
(翌年の1月31日まで)

(注意)

特例の申請をした後に確定申告をする必要が生じた場合は、寄付金控除分も含めて確定申告書を提出する必要があります。

確定申告を行う場合



Aさん

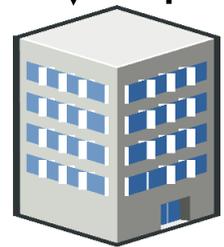


北塩原村

①ふるさと納税

②寄付証明書

③確定申告
(税務署申告・郵送・
e-Tax等により②の
寄付証明書を添付
した申告書を提出)



税務署

④ふるさと納税をした
年分の所得税の減額

⑥ふるさと納税をした翌年度の
住民税の減額

⑤申告情報の提供



Aさん住所地市町村